

[感染施設の直接雇用職員及び派遣元施設の代替職員の経費負担]

(令和2年9月17日追記)

	事業名	別添図	質問事項	回答例	備考欄
1	【事業2】 感染施設の直接雇用職員及び派遣元施設の代替職員の経費負担	A	施設の職員が、学校休業に伴う育児や家族の感染等により出勤できない場合に、不足する職員の代わりとして職員を雇用した場合、負担の対象となるか。	感染施設は、施設職員又は利用者が感染した（PCR検査結果が陽性）場合や軽度の感染者等を受け入れた場合のみ対象としているため、質問の家族の感染や学校の休校等により出勤できない職員への対応として、新たに職員を雇用した場合は、対象外である。	
2	【事業2】 感染施設の直接雇用職員及び派遣元施設の代替職員の経費負担	A	感染者が出る前に、施設で雇用していた職員の経費は対象となるか。	感染者が出る前に雇用した職員の経費は対象外である。	
3	【事業2】 感染施設の直接雇用職員及び派遣元施設の代替職員の経費負担	B	感染施設へ派遣する前から、派遣元施設で雇用していた職員の経費は対象となるか。	派遣前に雇用した職員の経費は対象外である。（ただし、別法人へ派遣する場合に限り、派遣元施設における、法人内での職員応援や超過勤務等による対応に対して定額を補助する…別添図C）	
4	【事業2】 感染施設の直接雇用職員及び派遣元施設の代替職員の経費負担	B	同法人の感染施設へ応援職員を出した場合、応援職員を出した施設における新規雇用も経費負担の対象となるのか。	対象となる。ただし、応援職員を出した派遣元施設で新たに職員を雇用した場合に限る。（派遣元施設において、応援職員分の業務を法人内の職員応援で行った場合は対象外となる。）	
5	【事業2】 感染施設の直接雇用職員及び派遣元施設の代替職員の経費負担	A・B	対象となる新規雇用職員の人数や期間の上限はあるのか。	対象となる雇用人数の上限は定めていない。また、雇用期間については、感染施設においては、感染した職員が復帰するまで、あるいは感染した利用者の隔離等の対応を終了するまでの期間とし、派遣元施設においては、派遣職員が派遣中（派遣元施設に復帰する前日まで）の期間とする。	
6	【事業2】 感染施設の直接雇用職員及び派遣元施設の代替職員の経費負担	A	感染施設における直接雇用の実費負担について、感染した職員が復帰するまでの間とは、職員の感染者がいなくなるまでのことか。	感染施設において、最初に感染した職員が勤務ができなくなったときから、感染が拡大し、最後に感染した職員が復帰するまでの間が、新規雇用職員の経費負担の対象となる。	
7	【事業2】 感染施設の直接雇用職員及び派遣元施設の代替職員の経費負担	A	感染施設において、新たに雇用した職員の人件費等の実費負担については、感染した利用者の隔離対応が始まってから、感染対応が解除されるまでの間が対象となるのか。	感染対応が解除され、感染した利用者に対応した職員が通常業務に復帰するまでの間において、新規雇用した職員の人件費等が対象となる。	
8	【事業2】 感染施設の直接雇用職員及び派遣元施設の代替職員の経費負担	A・B	感染施設または派遣元施設での新たに雇用する職員は、常勤・非常勤等の雇用形態に定めはあるか。	常勤、非常勤等の雇用形態に定めはない。	
9	【事業2】 感染施設の直接雇用職員及び派遣元施設の代替職員の経費負担	B・C	派遣職員の派遣中の傷害保険については、派遣元施設で加入するのは、派遣元施設で加入するのか。	派遣元施設で加入いただくことになるが、その分の費用については県が負担する【事業3 派遣旅費等に要する費用の実費負担】。なお、新型コロナウイルス対応可能な保険の情報等については、現在、情報収集をしているので、別途ご案内する。	

10	【事業2】 感染施設の直接雇用職員及び派遣元施設の代替職員の経費負担	A・B・ C・D	県社協に委託している【事業1 派遣職員及び代替職員等のマッチング】事業を利用しないと、経費負担の対象とならないか。	【事業1 派遣職員及び代替職員等のマッチング】事業を利用しない場合も、対象となる。
11	【事業2】 感染施設の直接雇用職員及び派遣元施設の代替職員の経費負担	A	3月に、感染した利用者への対応のため、職員を直接雇用しているが、それも対象となるのか。	3月以前に雇用した職員は、4月1日以降の人件費等が対象となる。
12	【事業2】 感染施設の直接雇用職員及び派遣元施設の代替職員の経費負担	D	感染施設の職員が、ホテル等に宿泊した際の宿泊費が、1泊3,000円以上の場合も、1泊3,000円の定額となるのか。	感染施設職員の宿泊費の負担については、定額(1泊3,000円)である。
13	【事業2】 感染施設の直接雇用職員及び派遣元施設の代替職員の経費負担	D	ホテル等に宿泊した場合の経費の定額負担は、感染者を直接支援した職員のみが対象となるのか。	原則として、感染者を直接支援した職員のみが対象となる。
14	【事業2】 感染施設の直接雇用職員及び派遣元施設の代替職員の経費負担	D	感染施設へ派遣した職員が、ホテル等に宿泊した場合の経費は負担されるのか。	派遣職員の派遣中の宿泊費及び旅費については、別途【事業3 派遣旅費等に要する費用の実費負担】において、実費を負担する。 ※【事業3 派遣旅費等に要する費用の実費負担】については別途ご案内します。
15	【事業2】 感染施設の直接雇用職員及び派遣元施設の代替職員の経費負担	A・B・ C・D	対象となる職員の職種について、介護職等の直接支援職員以外は対象にならないのか。 (例)事務職員、送迎職員、調理職員	本事業の対象は、介護職等の直接支援職員を基本とする。 ただし、その他の職種についても、利用者サービスを継続する上で、他の代替手段への変更や支援の縮小等により対応が困難な場合については対象とする。
16	【事業2】 感染施設の直接雇用職員及び派遣元施設の代替職員の経費負担	B・C	[9/ 追記] 派遣応援職員の派遣先は感染施設に限るのか。	感染施設の法人(A法人)内で職員調整を行った結果、感染施設法人の別施設(b施設)へ、別法人(C法人)から職員派遣が行われた場合も、派遣応援したことによる派遣元施設(c施設)での新規雇用や超過勤務等対応等について対象となる(下図参照)。

